

課題抽出と役割分担の整理のために一緒に同行し動いているのが現状です。ただ行政でも対応できない対象者がいます。複合支援ニーズなどです。支援しないと生活の再構築が難しい場合、行政内で支援先を照会していましたが、現状では高年福祉課内で役割を変えて支援しています。チームを組んで支援できてきていると思いますが、マンパワーとコーディネーターが求められていると感じます。

あとはそれぞれの職種が何とか特性を活かして活動したいと考えていますが、3職種が混在して支援しているのが現状です。十分専門性が発揮できず、目の前にある事案に受動的に対応しています。

最後に全ての職員に見られることですが、非常にまじめです。抱え込んでしまっているという傾向があります。

(小林委員) 感覚的にわかります。この協議会が支援センターの後方支援をサポートしていくかを考えたときに、事務局報告のとおり、課題抽出や役割整理など、今であれば高年福祉課や基幹型地域包括支援センターが担っているということですが、専門知識をもったマンパワーが求められてきているということは3年間取り組んできたなかで、支援センターのあり方や配置の見直し等の時期に来ているのかなと思います。おそらく数値上のことは減ることはないと思います。逆に増加していきます。そういう意味でも何らかの対策を講じる必要があると感じました。

(会長) マンパワーと質的な面での報告がありました。それだけではなくて専門的な対応が必要ということで量と質ということになります。しっかりと質的な面については各支援センターの職員の方々については一定レベルに達しているとの判断は事務局としてはどうでしょうか。質的な面が足りないと考えているのか、一定レベルをクリアしている上でマンパワーが足りないのか、現状で質を上げていけばマンパワーをクリアできる状態であるのかどうなのでしょう。

(事務局) 福祉専門職の方は割り切れない部分があるのだなと実感しています。個々で対応している能力が劣っているのではなくて、チームや組織で対応できていないのが現状であると考えています。もう少し専門的なコーディネートをしていければクリアしていけるのではないかと考えています。

それぞれみなさんの得意分野や不得意分野があります。これを補完していければクリアしていけるのではないかと考えています。いろんな事例で専門性を発揮できるかと言えば、コンディションの問題であったり業務量であったりうまく発揮できないことが往々にしてあります。そこでコーディネーションの役割を担う方があればよいと思います。

(会長) ケースを通じてのコーディネートというより、それぞれの専門特化したメンバーを調整できる、客観的にコーディネートできるような人材が必要であるということですね。そうなれば組織としてシステムの面を充実させていけないといけないということですね。組織内のバックアップシステムの充実をどのように働きかけていくかということが課題であるということですね。

場合によっては、運営協議会から各組織に対して働きかけていくこともできるような流れを作っていくことも必要だと思います。

(会長) 基幹型地域包括支援センターの報告では、虐待対応のサポートなどのウェイトが高いということがありました。業務のなかでの質的な面、量的な面で

はどうか。

(事務局) 現実的には同行でケースに対応しており、基幹型地域包括支援センターとして本来ある業務ができない状態でもあります。毎日のように虐待対応があります。原点に立ち戻って本来あるべき姿にしていく必要があると思います。

前回の運営協議会での議事で報告しましたように「あり方検討委員会」を開催することを予定しています。本来の活動や目標としていたことの検討など、ようやく見ていけるようになってくるかと思います。

(高橋委員) あり方ということで話がありましたが、ケアマネジャーとしてどのような支援を望むのかということがあります。現在、実際には高年福祉課の職員も含めて参加してもらい、役割分担していただいていることは非常に助かっています。基幹型地域包括支援センターも今そのような役割で入り込んでしまっているとのことですが、後方支援ということが、具体的な支援をしていただけるものなのか、そこが期待されているところです。切り分けていくことは非常に難しいだろうなと思います。

(2) 芦屋市東山手高齢者生活支援センター事務調査結果について

(会長) 医療系サービスのプランを考えると、デイサービスとデイケアの違いがあります。医師の意見と違うサービス提供がなされている場合があるということですね。

(事務局) 医師の意見と異なるサービス提供である場合には、その確認結果や理由を記録しておく必要があります。そこに医師との連携の脆弱さがあると思います。このことは他の事業所等でも見られる傾向でもあります。

(上田委員) 医師の意見書の書き方をご理解いただいている医師と、そうでない医師があるのかも知れません。その点ではコミュニケーションを支援者側がとって根拠付けを記載しておかないといけないと思います。このことはケアマネジャーにも返していきたいと思います。

(宮崎委員) 我々も「意見書」と言われても、どの方面について求められているのかわからないところがあります。話し合い以外にないと思います。

(小林委員) もし、まとめ方としてできるのであれば、初回からの指摘事項がわかるような資料を作成してもらえればと思います。

それから、改善点はでてくるとは思いますが、組織体制に指摘はしにくいのが現状だと思います。実態としての現状を示してそれぞれの支援センターに対して見直しを求めるといったことができるようにしていければと思います。

(会長) 保健師、看護師との意見交換ですが、支援センター連絡会で提案をしていくということですが、実現しそうですか。

(事務局) 実現していきたいと考えています。お互いの情報交換の場が必要だと考えています。

(竹田委員) 当初、支援センターが設置されたときに、それぞれの専門性が発揮されるということが期待されてきました。今のところ、職種の機能を発揮できるところまでできていないのだと思います。職種が集まることによって、自分たちの積み上げてきたことの中から、ここはもっとこういうふうにしていけばといったことが提案していければ、人員を配置することの問題も解消できるか

もしれません。なぜ保健師を配置するのかということもあったかと思いますが、まだまだうまく発揮できていないところが、その人の自立を支援していくにはどのようなプランがよいのかきっちりと押さえていけば活かしていけるのだと思います。支援センターができてから時間がたっていますが、元々の原点を押さえないといけないところがあると思います。意見交換の場があるのであれば、職種として発揮すべきことを押さえて問題提起していただければと思います。

(3) (仮)権利擁護支援センター構想について

(羽田委員) 今回いただいた資料では、高齢者権利擁護委員会と、この協議会は別物であるというのはわかるのですが、これらが別々に行っているということではうまくいきません。その点、この形でスタートしていくとひとつ心配なのは、名目はよいのですが、実態としてお互いのコミュニケーションができなくて、それぞれがバラバラだということになれば、せっかく作ったのに実態が伴っていかないといった危険性があるのではないかと思ったのです。

例えば今後こういったことの内容については、運営協議会のなかでも権利擁護という問題は真剣に議論してきているわけなので、この内容を発展させることとして、高齢者権利擁護委員会との連携としてチームワークをとることを考えていかなければならないのではないかと思います。

(会長) 根本的には芦屋全体の連携ということで指摘がありますが、説明をお願いします。

(事務局) 委員会連携という指摘については、実はこの検討の途上で「高齢者権利擁護委員会」「運営協議会」「地域ケア会議」の長による調整会議を開催しています。基本的な方向性について了解いただいています。今回は中間的なまとめができましたので、この運営協議会に報告させていただくということで説明させていただいたものです。

(羽田委員) そういった内容は1回だけでなく、すりあわせる問題です。いみじくも運営協議会の要望があるわけです。そういった内容について聞かなければなりません。少なくとも要望が出ているわけです。運営協議会のあり方に満足しているわけではないということです。だから、そういった点で、我々も勉強していかなければなりません。

(会長) 運営協議会への要望は期待なのです。他の地域と比べると非常にまとまっている方です。課題はたくさんあります。現場の要望の内容は別にして、期待が来ているわけです。これに対して具体的な内容を確認して、運営協議会として100パーセントの支援はできないかもしれませんが、運営協議会の組織代表である委員が直接的間接的な支援ができるのかを考えていかなければなりません。組織がどれだけ運営協議会に望んでいるのかは、直接的に組織に働きかけることは難しいかもしれませんが、地域包括支援センターの運営母体に対しても、どのような働きかけができるのかを考えていかなければなりません。

(小林委員) 資料では、「権利擁護委員会」となっていますが、現在は「高齢者権利擁護委員会」です。あえて「高齢者」をとっているのは、障がい者も含めて全体ということで芦屋市に作り名称も変えていこうということですね。それで

今回、我々の運営協議会というのは高齢者を対象とした地域包括支援センターの運営の検討ですね。権利擁護支援センターの構想案では障がい者や児童も含まれていますが、運営協議会に今回報告いただいたように、障がい者の協議会などにも同じように報告いただいていると思いますし、意見も聴取しているかと思います。後は、芦屋市の行政のなかの担当部署とのすり合わせも十分にされているということですね。

(事務局) 順序については様々かと思いますが、今後、順次行っていくこととなります。

(羽田委員) 権利擁護支援センターには、高齢者という軸がありませんから、これは対象が広がったのだと理解していました。そういった意味で言いますと、我々は運営協議会の範疇で議論し検討しながら結論を出していければ良いと思います。何も設置されるセンターや他の委員会に立ち入っていくものではないと思います。我々の守備範囲のなかで問題が起こってこないかなと危惧しています。

(4) その他

(事務局) 次回の開催について来年の3月ごろを目途としたいことを説明する。

閉 会